

# 教えて! 共済さん

## 災害に遭ったときの給付

### POINT①

手続きをスムーズにさせるため、

**被害のあった現場の写真**をとっておくことが重要です!!



“いざ”というときの給付があります!

地震、火災、水害(豪雨での浸水等)などの災害で住宅や家財に損害を受けたときは、その災害の程度に応じて共済組合から「**災害見舞金**」が支給されます。損害の程度と月数は、下表をご覧ください。

災害見舞金の額

標準報酬月額に災害の程度に応じた月数を乗じた額



最近、自然災害が多いよね…

ほんと怖いあ…



### さらには!

「**災害見舞品**」や「**弔慰金**」の支給もありますよ。

災害見舞品

弔慰金

- ・給付事由の生じた日(り災した日)から2年間請求を行わないときには、時効により消滅します。
- ・書類を提出いただいた場合であっても、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金等の支給はありませんのでご了承ください。

家族間の連絡方法も確認しておかなくちゃ!



備蓄品を揃えなきゃ!



備えあれば患いなし! まずは身の安全を守ること。非常時に備えて日頃から対策しましょう。

### POINT②

同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、**組合員ごとに請求することが出来ます!!**



## 災害見舞金

災害によって住居等に損害を受けたとき

損害の程度	支給額*
1 住居および家財の全部が焼失、または滅失	3月分
2 住居および家財に前号と同程度の損害	
1 住居および家財の2分の1以上が焼失、または滅失	2月分
2 住居および家財に前号と同程度の損害	
3 住居または家財の全部が焼失、または滅失	
4 住居または家財に前号と同程度の損害	1月分
1 住居および家財の3分の1以上が焼失、または滅失	
2 住居および家財に前号と同程度の損害	
3 住居または家財の2分の1以上が焼失、または滅失	
4 住居または家財に前号と同程度の損害	0.5月分
1 住居または家財の3分の1以上が焼失、または滅失	
2 住居または家財に前号と同程度の損害	1月分
●平屋建の家屋が浸水し、損害の認定が困難なとき	
床上120cm以上	1月分
床上30cm以上	0.5月分

## 災害見舞品

生活必需品の購入資金として

損害の程度	支給額
災害見舞金が標準報酬月額の2カ月分以上支給されている場合	50,000円
災害見舞金の給付が報酬の2カ月分に満たない場合で、災害救助法が適用される要因となった災害	30,000円

## 弔慰金

災害や予測しがたい事故により死亡したとき

対象者	支給額*	対象者	支給額*
組合員	1月分	被扶養者	0.7月分

申請方法等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[ホーム](#) ▶ [短期給付](#) ▶ [災害にあったとき](#)

【お問い合わせ】保健課 TEL 076-263-3367



[注] 同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、組合員ごとに請求することができます。  
※標準報酬月額に月数を乗じた額となります。